

sohdanshitsu-dayori 相談室だより



平成 31 年 2 月 6 日発行 第 378 号

公益財団法人井之頭病院理念「患者様の権利尊重」

- 基本方針 1. 人権を尊重した医療の提供
2. 誠心、誠意、誠実をこめた奉仕
 3. 社会復帰促進とノーマライゼーションへの援助

発行:井之頭病院相談室 0422-44-5331(代)

〒181-8531 三鷹市上連雀 4-14-1

URL <http://www.inokashira-hp.or.jp>

今月の相談室だよりの紙面

2 ページ	3 月 9 日 (土) 当院にて「特別講座」開催/確定申告・住民税申告の時期です (住民税申告は医療費の限度額適用認定証の区分に影響します)
3 ページ	読者投稿コーナー だよりの LetterBox
4 ページ	新春クロスワードパズルの答えと相談室だよりへのご意見/手帳一級所持者のマル障制度について/自立支援医療制度/編集後記



2月～3月 当院を利用されているご家族向けの催し

つながろう 家族のための「わわわ会」

統合失調症と付き合いながら暮らすことについての、ご家族向けのわかりやすい講座です。

毎月最終土曜 10:00～12:00 会場:当院 2号館 1階 作業療法室 2

「病気とお薬」(担当:医師、看護師、薬剤師) 2月23日(土)

「精神科リハビリテーションと福祉サービス」(担当:作業療法士、精神保健福祉士等) 3月23日(土)

★費用:テキスト代 300 円。相談室にて予約の上、直接会場にお越しください。(当日参加も出来ます)

3月は第4土曜です

家族懇談会

初めてのご参加也大歓迎!

ご家族の日頃の悩みや気になっていることについてスタッフと一緒に考える場です。お気軽にご参加下さい。

毎月最終土曜 14:00～15:30

2月23日(土) / 3月23日(土)

当院 2号館 1階 作業療法室 2

無料

予約不要

3月は第4土曜

家族セルフヘルプグループ「かけはし」

家族による家族のための相談例会です。

毎月第2土曜日 14:00～16:30

2月9日(土) / 3月9日(土)

当院 2号館 1階 作業療法室 2

家族
主催

無料

予約
不要

アルコール家族教育プログラム

※プログラムは変更の可能性がありますので 3-2 病棟までお問い合わせください。

アルコール依存症に関するビデオを用いた学習と講義です。

「アルコール依存症とその治療」(担当:医師) 3月2日(土)

「アルコール依存症が及ぼす影響」(担当:看護師等) 2月9日(土) / 3月9日(土)

「コミュニケーションの回復と社会資源」(担当:精神保健福祉士) 2月16日(土) / 3月16日(土)

「アルコール依存症の回復過程と家族の対応」(担当:看護師等) 2月23日(土) / 3月23日(土)

第 1～4 土曜 10:00～11:20 会場:当院 3号館 1階

無料

予約
不要

アルコール家族ミーティング

ご家族自身の気持ちを整理し、ご本人との関係を見直すことを目的としています。ご家族同士のつながりのなかで癒されることを実感していただいています。

毎週土曜 11:30～12:30 会場:当院 3号館 1階

無料

予約
不要

★ 車でお越しの方は、駐車料金が発生いたします。30分毎に 200 円となりますのでご了承ください。



ホームページでも相談室だよりの最新号やバックナンバーをご覧いただけます
井之頭病院ホームページより「精神保健福祉相談」→ 相談室だより「ダウンロード」をクリック



第 63 回公益財団法人井之頭病院

公開講演会「特別講座」のご案内

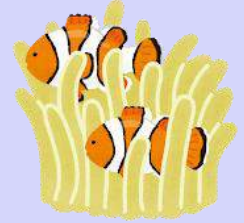
「統合失調症の急性期治療～多職種で支える～」



講師 医師：黒田正洋

看護師：小倉圭介

薬剤師：織田裕子



統合失調症は 100 人に 1 人弱がかかる比較的頻度の多い病気で、一般的に喘息と同じくらいの患者数だと言われています。しかし、その頻度の多さにも関わらず、病態や治療についてはよく知らないという方も多いのではないのでしょうか。実際は、糖尿病や高血圧と同じような慢性疾患で、治療により多くの患者さんが回復していきます。今回の講演会では、当院の統合失調症の急性期治療について、どのような病気で、どのような治療・看護をおこなっているのかを当院の医師・看護師・薬剤師、それぞれの立場から、わかりやすく皆さんにお伝えしたいと思います。当事者の方やご家族の方、支援者や疾患に関心をお持ちの方など多くの方のご参加をお待ちしております。

日時：平成 31 年 3 月 9 日（土）開始 10：00／終了 12：00／開場 9：30

場所：当院 1 号館 9 階大会議室 参加費：無料 定員：80 名（先着順）

後援：三鷹市・三鷹市医師会・武蔵野市（予定）

お問合せ先：公益財団法人 井之頭病院

公開講演会事務局 0422-44-5331（代表）




～確定申告・住民税の申告の時期です～

申告の期間：2月18日（月）～3月15日（金）



申告する場所：確定申告は税務署、住民税はお住まいの市区町村役所へ

治療費、薬代、入院中の食費、通院交通費、6ヶ月以上寝たきりの方のおむつ代（医師の使用証明書が必要で
す）などは医療費控除の対象になります。収入と所得控除などの申告は税額の決定の他、国民健康保険税（料）
や介護保険料などの算定や福祉関連手当などの判定、課税（非課税）証明書の交付にも必要です。課税対象になる
収入がない方でも、非課税証明書の発行や国民健康保険税の減額などのために住民税の申告が必要です。また、
限度額適用認定証の区分決定にも関わります。住民税の申告をしないと「上位所得」となり、医療費の自己負担
限度額が高額になりますのでご注意ください。 

読者投稿コーナー



だよりの

Letter Box



先月号は、新春特別企画「クロスワードパズル」でした。今年も、読者投稿コーナーを通して読者の方々と交流できればと思います！！よろしくお願いします。



～募集したテーマ～

1. 2018年はどんな一年でしたか？
2. 2019年の抱負や、やってみたいこと



1. 1年入院せず、周りのいわやんの関係者に支えられながら、顔晴った年でした。
2. 引き続き顔晴りたい。悠々自活できるようにになりたい。

ペンネーム いわやんさん

1. 波乱あり、涙あり、そして幸せありの楽しい一年でした。
2. 健康第一で仕事や遊びもほどほどに。

ペンネーム Wさん

12月号で募集した
テーマです。

1. あなたの好きなクリスマスソング
海外の女性歌手が歌っている

「ホワイトクリスマス」

2. 上記の曲を選んだ理由
素晴らしいメロディーと歌声だから

ペンネーム Wさん



カラーになって気持ちいい。
ペンネーム 正直者さん

相談室だよりへの
感想をいただきました！
これからもきれいで見やすい
紙面作りを頑張ります！！



ラブ・ハーツの

頭の体操時間

なぜなぜ

牛があることをしたら石になってしまいました。あることとはなんででしょう？

☆ヒント☆

この時期、ぜひ

やってほしいことです。



次号では「スポーツ」に関するアンケートを募集します！

下記のアンケートにご記入いただき、2号館「外来相談受付」の右側の壁面にある投稿BOXに投函ください。投稿BOXにアンケート用紙と投稿用紙を設置してありますのでご利用ください。その他に詩、俳句、エッセイ、イラストなどの投稿もお待ちしております！なお、投稿はオリジナルのものに限らせていただくほか、掲載の判断は編集委員のほうでさせていただきます。（原・村越）

キリトリ

【だよりの Letter Box アンケート】

3月は東京マラソンやフットボールの開幕などスポーツの話題が増えますね。

1. 去年、印象に残ったスポーツの話題はなんですか？

()

2. ぜひやってみたいスポーツはありますか？

()

☆こういった情報やコーナーが役立っているか、こんなコーナーが欲しい等々、ご意見や感想を大募集♪

ペンネーム ()

※HPにも掲載されますので本名はお控えください



新春クロスワードパズルの答えといただいたご意見(抜粋)



相談室だよりを毎回楽しみにしています。情報発信だけでなく、実習生さんの感想や読者の立場などいろいろな立場の方でつくりあげている「おたより」感がすごくいいと思います。



今年もよろしくお願ひ致します。毎号楽しみにしています。勉強になりました。

インフルエンザの予防など教えて頂きありがたいです。

答えは「ヨロシク」でしたご応募いただいた皆さまありがとうございました！

いつもありがとうございます。楽しい一年でありますように。

病院の様子がよく分かります。いつも色々とためになります。先生方のインタビューをしてほしいです。

クロスワードは難しかったです。



どういった情報やコーナーが役立っているか、こんなコーナーが欲しい等々、今後もご意見や感想を大募集しています！



精神障害者保健福祉手帳1級による心身障害者医療費助成制度

(マル障)の利用が始まりました

平成31年1月1日より、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方(所得が基準額を超える方、生活保護受給中の方、65歳までに手帳の申請をしなかった方【注】は対象外)は、申請により「マル障」が利用できるようになりました。「マル障」を利用すると、診療科にかかわらず(精神科以外でも)、外来・入院にかかる保険診療の自己負担が1割となり、住民税非課税の方は自己負担が免除となります(ただし、入院時の食事療養費は対象外)。

【注】精神障害者保健福祉手帳1級の交付日が平成30年12月31日以前で、かつ平成31年1月1日以降の有効期限が残っている方は、平成31年6月30日までマル障の申請が可能です。該当の方は申請をお忘れなく。また相談室でもご相談をお受けしています。



自立支援医療をご存知ですか？



「自立支援医療」とは、統合失調症、そううつ病、うつ病、アルコール依存症等について、通院医療の際にかかる医療費の一部を公費で負担する制度です。この制度を利用すると、自己負担額は保険診療の1割となります(注:登録した医療機関や薬局、訪問看護ステーションに限ります。なお、当院は院外処方です)。

また、対象者の「世帯」の所得等に応じて1ヶ月の自己負担の限度額が設定されています。さらに、都内在住の方「世帯」が非課税の場合、申請により自己負担額がゼロになります。詳しくは会計窓口、相談室までお問い合わせください。

※申請には2年に一度診断書が必要になります。当院での診断書料金は5,400円です。自治体により、独自に診断書料金の助成を設けている場合がありますので、各自お問い合わせください。